第３号議案　定款変更（案）定款新旧対照表

変更案	現行定款	備考欄
（役員の種別及び員数） 第14条　本会に次の役員を置く。 (1)　理事　１０名以上２５名以内（理事のうち、1名以上は、一般社団・財団法に規定する**外部理事**でなければならない。） (2)　監事　　２名以内（監事のうち、1名以上は、一般社団・財団法に規定する外部監事」でなければならない。） ２　理事のうち１名を代表理事とし、本会の会長とする。 ３　代表理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。	（役員の種別及び員数） 第14条　本会に次の役員を置く。 (1)　理事　　１０名以上２５名以内 (2)　監事　　２名以内 ２　理事のうち１名を代表理事とし、本会の会長とする。 ３　代表理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。	<追加> 法改正により外部理事・監事の設置義務により追加する。
（役員の選任等） 第15条（略） 2～3（略） 4　各理事について、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、各監事）と特別利害関係を有しないものであること。 5　他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。	（役員の選任等） 第15条（略） 2～3（略） 4　他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。	<追加> 法改正により追加 条文の追加により条項の繰下げ

追加 （役員の損害賠償責任限定契約） 第 19 条　本会は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事または当該法人の使用人でない者に限る。）または監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を結ぶことができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。		＜追加＞ 外部理事・監事の選任義務から、併せて業務執行理事以外の理事についての損害賠償責任限定契約の条文を追加する。
（事業計画及び収支予算） 第 37 条　本会の事業計画書及びこれに伴う収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、当該事業年度開始の日における一般社団・財団法に掲げる事項を記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受け、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2（略）	（事業計画及び収支予算） 第 37 条　本会の事業計画書及びこれに伴う収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受け、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2　（同左）	＜追加＞ 法改正により、提出書類の増加となった。
（事業報告及び収支決算） 第 38 条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が以下の各号の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出（ただし、各附属明細書は除く）し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第３号及び第４号の書類については承認を受	（事業報告及び収支決算） 第 38 条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が以下の各号の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出（ただし、各附属明細書は除く）し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第３号及び第４号の書類については承認を受	＜修正＞ 法改正により書類の名称が変わった。

けなければならない。 (1)　事業報告書 (2)　事業報告の附属明細書 (3)　貸借対照表 (4)　損益計算書(活動計算書) (5)　貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書 ２　前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。	けなければならない。 (1)　事業報告書 (2)　事業報告の附属明細書 (3)　貸借対照表 (4)　損益計算書(正味財産増減計算書) (5)　貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 ２　前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。	
削除	（公益目的取得財産残額の算定） 第39条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。	<削除> 法改正により本条を削除した。
(公益認定の取消等に伴う贈与) 第43条　本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相	(公益認定の取消等に伴う贈与) 第43条　本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残	<修正> 認定法の改正により、条項号数が変わった。

当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第 5 条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	額に相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	
※第 19 条に外部役員の責任限定契約を挿入、第 39 条の削除にかかわる条文数の修正もあり。		